

## 10. 内部質保証

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

名城大学では、内部質保証および質向上の観点から、2種類のPDCAマネジメントサイクルを構築している。1つは、公益財団法人大学基準協会が定めた大学基準にもとづく自己点検・評価活動、もう1つは本学独自のマネジメントシステム“Meijo Strategy-2015”（MS-15）の取り組みである。

本学における自己点検・評価活動の取り組みは、1992（平成4年）11月に「名城大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、1993（平成5年）12月、1995（平成7年）11月、1996（平成8年）3月、1998（平成10年）5月、2000（平成12年）6月、2001（平成13年）9月、2002（平成14年）5月、2004（平成16年）3月・5月、2004（平成16年）6月と『名城大学自己点検・評価報告書』を発刊してきた。

その間、2003（平成15）年度の学校教育法の一部改正により、7年に1度認証評価機関による機関別評価の受審が義務付けられたことを踏まえ、従前の「名城大学自己点検・評価委員会規程」を廃止し、新たに「大学評価に関する規程」を2005（平成17）年5月に制定することによって、学長を委員長とする「大学評価委員会」を核とした新たな評価体制を構築した（資料10-1）。

2005（平成17）年11月から、新たな体制による自己点検・評価に着手し、2006（平成18）年5月末日に各部署における点検・評価報告書を取りまとめ、全学的な検証を行った。その後、2008（平成20）年度の認証評価の受審に向け、2007（平成19）年度に自己点検・評価報告書を取りまとめ、2009（平成21）年3月に大学基準協会から、「適合」との認定を受けた（資料10-2）。

その後、2012（平成24）年度の諸活動について、各部署から提出された「自己点検・評価報告書」を試行的に冊子として取りまとめ、各部署に配布した。更に、2014（平成26）年度に、大学基準協会が定めた大学基準に基づく自己点検・評価を行い、本稿『点検・評価報告書』として取りまとめた。2014（平成26）年11月には、この報告書に対して、学外の専門家による点検・評価を受け、この検証結果を踏まえて、大学基準協会に提出し、同協会による認証評価を申請した。

一方、名城大学では、マネジメントシステムMS-15が2005（平成17）年度から実動しており、大学基準協会が定めた大学基準に基づく自己点検・評価活動と相互補完的に運用している。このMS-15のマネジメントシステムの内、2015（平成27）年までの長期戦略プランとして示したものが「MS-15 戦略プラン（大学版）」であり、これを踏まえて、各部署単位の「MS-15 戦略プラン（部署版）」を策定し、理念に基づく戦略プランを体系的に示している。

戦略プランは、大学版と各部署版は同一のフレーム（成果体系図）で示される。すなわち、体系図の最上位に全学ないし各部署のミッションを掲げ、その下に長期および中期のビジョンを示す。これらミッション・ビジョンの下に、重点活動領域（戦略ドメイン）を示し、戦略ドメインごとに目標が示される。目標は、基本目標と行動目標の2層で示される。各年度の行動計画（Plan）に直結するのは行動目標であり、各基本目標について1ないし数個の行動目標が

設定される。行動計画が実行（Do）されて所期の成果が上がれば、行動目標が達成されたことになり、各基本目標の下に展開された行動目標が全て達成されれば、基本目標が達成されたと判断される。したがって、全学ないし各部署の各年度の活動が行動計画を適切に実行し、成果を上げているかを点検（Check）し、翌年度に向けての課題を明らかにすること（Action）が、MS-15 活動の実質的内容となる（資料 10-3）。MS-15 による成果と課題は、毎年、各部署単位で「MS-15 活動報告書」として取りまとめ、これに IR の結果も含めて全学的視点で「MS-15 活動報告書（大学版）」を作成し、次年度以降の全学の戦略プランの見直しに活用している。また、この報告書は学内諸会議で提示して成果と課題を共有するだけでなく、名城大学ウェブサイトに掲載して広く学内外に公表することで、社会に対する説明責任を果たしている。

情報公開の取り組みとしては、2011（平成 23）年 4 月の学校教育法施行規則等の一部改正に伴い、名城大学ウェブサイト上に大学情報を集約し、公開している。公開内容は、「基本情報（点検・評価報告書を含む）」「教育情報」「教員・研究情報」「学生生活」「就職・進学情報」「国際交流」「経営情報」で構成している。

情報開示については、本法人が定める「情報公開・開示規程」に基づき、所定の情報開示請求書を渉外部に提出することにより請求することができる。開示請求があった場合は、情報公開・開示委員会の審議を経て開示に応じる。

なお、財務資料等の閲覧に関しては、別に定める「財務資料等の閲覧に関する要項」に基づき、本学のステークホルダーは経営本部長に対して閲覧の請求をすることができる。経営本部長は、正当な理由がある場合を除き、閲覧に応じることになっている。

## (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

内部質保証システムの一環としての自己点検・評価活動は、1992（平成 4）年に名城大学自己点検・評価委員会規程が制定され（現在は廃止）、その後、自己点検・評価委員会を組織し、継続的に自己点検・評価を実施してきた。2003（平成 15）年の学校教育法の一部改正により、全ての大学に対して認証評価機関による機関別評価が義務付けられたことを踏まえ、これまでの自己点検・評価の取り組みの精神を継承し、大学評価に関する規程を制定している（資料 10-1）。

大学評価に関する規程において、全学における大学評価の目的を「名城大学の目的および社会的使命の達成に資すること」と定めている。さらに、端的かつ的確な表現を用い、2014（平成 26）年には大学評価委員会および大学協議会において「名城大学における内部質保証の方針」を次の通り策定した（資料 10-4）。

「名城大学は立学の精神に則って、大学教職員が一体となって教育研究、管理運営における水準の維持向上・改善を行う。そのために、全学において恒常的・継続的な自己点検・評価を行うとともに、結果を公表することによって、社会に対する説明責任を果たすこととする。」

自己点検・評価活動を実施するにあたり、自己点検・評価活動や内部質保証の方針等を示した「名城大学自己点検・評価活動実施大綱」を作成し、教職員に配布している。この大綱の中で、前述の大学評価の目的や「名城大学における内部質保証の方針」といった自己点検・評価活動の基本方針および内部質保証に関する考え方を明確にし、学内構成員の意識統一を図った（資料 10-5）。

一方、MS-15による活動は、「名城戦略マネジメントカレンダー」を作成し、年間のPDCAサイクルのスケジュールを全学の活動と各部署の活動を分けて明示して進めている。これを各部署に配布し、学内構成員の行動を円滑にしている（資料10-6）。また、MS-15によるPDCAを組織の計画に基づく実質的な取り組みとして推進するため、名城戦略審議会の下に設置しているMS-15基本戦略部会において、具体的な手順を確認しながら進めている。

以上のような内部質保証の取り組みを掌るのは大学評価委員会である。大学評価委員会は学長を委員長とし、各学部・研究科長やセンター長によって組織される。また、学長が必要と認めた者または学外有識者を委員に加えることができることとなっている。

大学評価委員会は、①組織評価・個人評価の企画・立案・実施に係る方針の策定に関すること、②組織評価の前提となる計画書の検証に関すること、③学部等評価委員会から提出のあった学部等評価報告書等の検証に関すること、④全学的組織評価の実施に関すること、⑤認証評価機関による評価に関すること、⑥その他、学長が必要と認める事項に関することについて、その職務を行い、全学的視点から審議することとなっている（資料10-1）。

さらに、各学部等においては、学部等評価委員会を設けている。学部等評価委員会は学部長または研究科長、センター長、附属図書館長および研究所長（以下「学部長等」という）ならびに学部等から選出の委員によって組織され、学部長等が委員長を務める。また、学部長等が必要と認める場合には、他学部の教員又は学外有識者を委員に加えることができる。

学部等評価委員会は、①学部等の目的および計画に基づいた組織評価および個人評価の実施に関すること、②各学部等に係る認証評価機関による評価に関すること、③その他、学部等評価に関することについて、その職務を行い、審議することとなっている（資料10-1）。

なお、規程には明記されていないが、認証評価機関の委員経験者などを中心とした機動的な組織として、大学評価プロジェクトチームを設置し、大学評価委員会と学部等評価委員会の間に配置している。大学評価プロジェクトチームは、①実施大綱の作成および更新、②全学的な自己点検・評価活動の運営支援、③自己点検・評価結果を具体的改善に結び付ける企画・立案、④学内への自己点検・評価活動の周知に伴う学習会の実施について、事務局と連携しながらその職務を行っている。

一方、MS-15によるマネジメントシステムは、経営と教学が協働して取り組む体制を構築しているところに特徴がある。具体的には、中長期戦略に基づく本法人の目指す総合学園づくりに向け、経営と教学全般の将来構想のフレームワークについて企画することを任務として、名城戦略審議会を設置しており、理事長、学長、常勤理事（2名）、副学長（2名）、附属高等学校長、経営本部長、学外理事（1名）、学外評議員（1名）、学部長（5名）の計15名から構成される（資料10-7）。

この名城戦略審議会には、幾つかのテーマに応じた部会を設置している。その中核をなすのが、MS-15基本戦略部会である。同部会は、主にMS-15の推進に係る提案を任務とし、副学長（2名）、常勤理事（2名）、附属高等学校長、経営本部長、附属高等学校教頭（1名）、学部長（4名）、事務部長（1名）の計12名から構成される。

さらに、MS-15に基づく基本戦略の推進および検証に係る事項、ならびにMS-15基本戦略部会の運営およびその他重要事項を所掌するのがMS-15推進室である。室長に副学長（常勤理事）、副室長に経営本部長（常勤理事）、室員にはMS-15推進室課長を充てている。

自己点検・評価活動の結果を改革・改善に繋げるシステムについては、実施大綱に記載しているが、大学評価委員会、外部有識者による外部評価にて報告書に対する評価を行い、そこで付されたコメントおよび評価結果を各学部へフィードバックして改善に努めることとしている。

一方、MS-15 の取り組みは、全学の方向性として、「MS-15 戦略プラン（大学版）」に基づき、各部署単位では、「MS-15 戦略プラン（部署版）」を策定し、この戦略に基づく事業計画書をベースに、毎年 PDCA を実施している。具体的には、年度当初に立てた事業計画に対して、9 月末に 4 段階の中間の自己評価を行い、この検証結果を踏まえて、次年度以降の戦略プランの見直し、事業計画の立案に反映させることになっている。さらに、年度末には、年間の成果として、改めて 4 段階の自己評価を行い、この成果をもって、毎年、夏季に 1 か月ほどかけて、常勤理事と各部署の長との意見交換を行っている。常勤理事と学部・研究科・センター等の長（学部長、研究科長、センター長、事務部長、事務長）が出席し、1 部署につき 1 時間程度の対話を行っている。このことによって、各部署の MS-15 戦略プランの進捗状況・成果と重要課題を明らかにするとともに、経営トップと各部署の意思疎通を図っている。

全学レベルでは、MS-15 に関わる年間の成果として、毎年、進捗指標を含めた IR 情報を「MS-15 活動報告書」として取りまとめている。その際、MS-15 推進室は、予め進捗指標をデータ化した一覧表をそれぞれの担当者に配布し、年度末に追加したデータを短時間で集約し、「MS-15 活動報告書」に反映して、翌年度の 5 月に学内へフィードバックしている。この報告書による検証と前述の常勤理事と各部署の長との意見交換の結果を踏まえ、MS-15 基本戦略部会での議論を通して、全学的な課題を抽出して課題解決に当たるとともに、次年度以降の戦略プラン、事業計画への反映を行っている。

構成員のコンプライアンス意識を徹底するための方策の一つとして、「競争的研究資金の執行・管理に関する規程」を定め、研究活動に携わる専任教員および事務職員ならびに研究員・学生・研究補助員の科学研究費補助金等に対して、適正な執行・管理体制の強化を図っている。さらに、本規程の下に、研究活動および競争的研究資金の執行において、不正行為が生じた場合における措置等に関する「研究上の不正行為に関する取扱要項」および研究活動の公正性の確保並びに競争的研究費の適正な使用および研究者等の倫理に関する「研究者等倫理委員会取扱要項」を定めている（資料 10-8 p.43~50）。

また、毎年 4 月から 5 月にかけて、学術研究支援センターが科学研究費経費執行説明会を開催している。執行に係る書類の流れや必要書類の説明に留まらず、不正行為等がないよう注意を促す重要な機会となっている（資料 10-9 p.5）。

さらに、学術研究支援センターは、「研究経費申請執行マニュアル」や「研究ガイドブック」を発行し、経費の適正使用や本学における研究者の行動規範を全教員に示し、法令遵守とともに厳しい自律を要請している（資料 10-8、資料 10-10）。

一方、情報管理においては、情報セキュリティポリシーおよび個人情報の取扱いに関するものとして「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ管理規程」「個人情報の適正な取扱いに関する規程」を定めている。なお、情報セキュリティモラル向上の一環として、情報セキュリティ講演会も随時開催している（資料 10-11p.7）。

また、公益通報制度については、公益通報者保護法に基づき、また、本法人のコンプライア

ンス経営の取り組み強化を目的として、職員等からの法令および本法人の諸規定違反に関する通報等を法人内において適切に処理するため、2010（平成 22）年度に「公益通報等に関する規程」を制定し、連絡窓口を設置し運営している。

権利関係等の法務点検および訴訟等の法務問題に対する必要性を踏まえ、法務相談、法務点検、法務リスクの対処等、教職員のコンプライアンス意識の醸成および法令遵守を推進するため、2013（平成 25）年度に法務室を設置し、運用を開始した。

その他、監査室を窓口とし、名城大学関係者からの法令等違反行為に関する通報および相談を受け付けることで、早期発見および是正を図るための「監事監査規程」、業務運営および会計処理の適法性等について、公正かつ客観的に検討および評価を行い、本学の管理運営の適正化および効率化を図るための「内部監査規程」を整備するなど、自浄能力を機能させる仕組みとなっている（資料 10-12、資料 10-13）。

役員および教職員が学校法人の高い公共性及び教育研究に携わる者としての高い倫理観と社会的良識を持って、法および本法人が定める諸規程を遵守し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行することの重要性については十分に認識している。

### **(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。**

組織レベルの内部質保証システムとして、全学レベルの自己点検・評価活動について、学長を委員長とする大学評価委員会がある。これを核として、各部署レベルでは、学部長等を委員長とする学部等評価委員会を設置して活動を実施している。

また、MS-15 によるマネジメントシステムでは、経営トップからの強制ではなく、トップの方針に基づいて、各部署が自ら設定した目標をベースに PDCA を実行し、全学的には、MS-15 基本戦略部会を中心に年間の活動の検証等を行い、次年度以降のプラン策定に繋げている。

教員個人のレベルでは、「学生による授業改善アンケート」を継続的に実施し、評価結果を教員個人にフィードバックすることで改善活動に繋げている。この成果については刊行物として取りまとめ、学内外に公表している。

事務職員個人のレベルでは、全学の組織目標から落とし込まれた所属する部署の目標に基づく個人の目標を設定し、結果については人事考課を行うことで方針管理を徹底している。

本学では、教員の教育・研究業績の一元的に管理し、内部質保証システムにおいて活用すること、および外部への公開を目的として、2013（平成 25）年度から新たに「教員情報システム」の運用を開始した。新システムは、それまで運用していた「名城大学 研究者データベースシステム（MeidaS）」に代わるものであり、専任教員の基本情報（学歴、職歴、所属学会等）、教育活動状況（教育への取り組み・抱負、担当科目等）に加えて、最新の研究活動状況（研究分野、著書、学術論文等）をデータベース化し、公開している。これにより、教育研究活動の活性化や外部資金の獲得、共同研究の増加等の効果を期待している。

また、自己点検・評価活動を効率的に行うために、評価項目ごとの評価指標に関するデータをウェブ上で閲覧することができる「名城大学セルフアセスメント支援システム」を構築した（資料 10-14）。これにより、教職員は学内からいつでもデータを閲覧することが可能となったほか、各部署にデータ提供の依頼をする作業の多くを省力化することができるようになった。

内部質保証システムに対し、.学外者の意見を反映させるため、本学では、学則および大学院

学則を改正し、自己点検・評価に関する事項を規定している条項において、「点検及び評価について、本学等の職員以外の者による検証を行う」ことを規定し、第三者評価を導入することを明記している（資料 10-15 第 2 条、資料 10-16 第 3 条）。

「大学評価に関する規程」においても、学長が必要と認める場合には、学外有識者を委員に加えることができることを明記している（資料 10-1 第 5 条）。2014（平成 26）年度には、名城大学点検・評価報告書を取り纏め、全学的な検証を行う際にも、この条文および大学評価に関する規程を踏まえて、委嘱した外部委員による評価を実施した（資料 10-17）。

学部・研究科においても、個別に外部評価を実施しているところがある。理工学部では JABEE（日本技術者教育認定機構）認定、薬学部では薬学教育評価機構による外部評価を実施している他、人間学研究科、総合学術研究科、大学・学校づくり研究科においては、独自に他大学の教員等に委嘱して外部評価を実施している（資料 10-18、資料 10-19、資料 10-20）。

また、中長期戦略に基づく本法人の目指す総合学園づくりに向け、経営と教学全般の将来構想のフレームワークについて企画することを目的として、名城戦略審議会では、民間企業に在籍する学外理事および学外評議員を委員とし、将来構想に対する幅広い意見を聞く体制になっている。

なお、これまで学部・研究科の設置等の際に文部科学省から指摘されていた留意事項に関しては、対応策を履行し、「履行状況報告書」にも記載して対応している。具体的には、2013（平成 25）年 4 月に開設した理工学部メカトロニクス工学科に関して、文部科学省から入学定員超過の是正に努めるよう、留意事項が付されていたが、2014（平成 26）年度入試においては是正されている。

2008（平成 20）年の大学基準協会の認証評価においては、助言 27、勧告 1 の指摘を受けた。指摘された主な内容としては、①教育内容・方法、②学生の受け入れ、③研究環境、④教員組織、⑤施設・設備、⑥点検・評価についてであった。2010（平成 22）年度に「提言に対する改善報告書」を提出し、受理されたものの、その際「検討段階にとどまり、具体的な改善に至っていないものが多い」として、引き続き改善を求められていた。これに対する改善については全学及び各部署で進められていたが、2014（平成 26）年に大学評価委員会において改善状況を把握し、なお不十分であった点についての改善を実施した。

## **2. 点検・評価**

### ●基準 10 の充足状況

内部質保証については、MS-15 による PDCA サイクルと大学基準協会が定めた大学基準にもとづく自己点検・評価活動という 2 種類の仕組みが整備され、機能している。

MS-15 は本学独自のマネジメントシステムで、導入後 10 年を経て構成員間に定着している。他方、大学基準に基づく自己点検・評価は、法定された認証評価を受審する上で必要というだけでなく、他大学にも適用される基準によるものとして、本学の活動を客観的に見直す上で有効である。組織的には、前者については MS-15 推進室が、後者については大学評価委員会が中心となって取り組んでいるが、いずれについても全ての構成員が関わる活動であり、それぞれの中心組織は内部質保証に向けての活動が適切に行われるよう支援し、統括している。

このような点から、同基準を充足している。

#### ①効果が上がっている事項

・年度末に作成する「MS-15 活動報告書（大学版）」を改善活動のツールとして活用しやすいよう、グラフ等を用いて成果を可視化するとともに、成果の上がっていない数値も含めて記載することで、次のアクションに繋がられるよう工夫し、改善活動を行っている。その結果、学部・学科再編、研究科の設置、特色 GP への積極的な挑戦、学生の課外活動に対する支援、世界的な研究拠点づくり、きめ細かな就職支援、再開発計画に基づく教育研究環境の整備など、様々な成果をあげてきた。この MS-15 の一連の取り組みは、2012（平成 24）年度に日本私立学校振興・共済事業団の私立大学等経常費補助金特別補助の「未来経営戦略推進経費（経営基盤強化に貢献する先進的な取り組み）」に採択された。

#### ②改善すべき事項

・自己点検・評価活動の方針は実施大綱で明確になっているものの、具体的なプランからアクションへと繋げる活動は十分でない。具体的には、学部等の改革・改善に向けて自己点検・評価や外部評価の結果を学部等にフィードバックするだけでなく、改善に繋げる一連の内部質保証システムを構築することが課題である。

・教育の学習成果に焦点を当てた PDCA サイクルについては、学位授与方針、教育課程編成方針、学生受け入れ方針および各授業科目の到達目標を明確に示した上で、FD 活動の中で学生に対する授業改善アンケート等を実施し確認しているものの、教育改善に結びつけるための取り組みとしては十分ではない面がある。

### **3. 将来に向けた発展方策**

#### ①効果が上がっている事項

・MS-15 で掲げるビジョンが 2015（平成 27）年を節目としていること、更に、2026（平成 38）年に開学 100 周年を迎えることを踏まえ、MS-15 基本戦略部会の下に、中堅層の教職員で構成する MS-26 起草ワーキング・グループを設置し、外部環境、内部環境等を踏まえた新たなビジョンに基づく戦略プランを策定している。検討プロセスにおいては、幅広いステークホルダーの意見を聞くとともに、現状の MS-15 のマネジメントシステムの検証も含めており、2015（平成 27）年度からの新たなマネジメントシステムも併せて構築する。新たなシステムでは、これまでの MS-15 のマネジメントシステム以上に、戦略プランをコミュニケーションツールとして活用できるようにしていく。

#### ②改善すべき事項

・自己点検・評価活動は、大学基準協会の主要点検・評価項目に基づいているが、名城大学独自の点検・評価の基準や項目等も検討し、MS-15 および後継の MS-26 と連携した内部質保証システムの構築を目指す。

・教育の学習成果に焦点を当てた PDCA サイクルについて、シラバスに示している到達目標の達成度も評価し、授業等の教育活動にフィードバックする仕組みを構築する。今後の自己点検・評価活動では、教育の成果に焦点を当ててディプロマポリシーに基づいたカリキュラムマップを作成し、教育課程の体系的な検証やカリキュラム設計等に反映する仕組みを構築していく。

#### **4. 根拠資料**

- 10-1 大学評価に関する規程 (既出 2-13)
- 10-2 名城大学ウェブサイト「大学評価結果」  
URL : <http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/valuation/>
- 10-3 2014 年度事業計画書 (既出 1-61)
- 10-4 名城大学における内部質保証の方針 (2014 (平成 26) 年度第 1 回大学協議会資料)
- 10-5 名城大学自己点検・評価活動実施大綱
- 10-6 2013 年度名城戦略マネジメントカレンダー (既出 1-83)
- 10-7 名城戦略審議会設置要項 (既出 2-14)
- 10-8 研究ガイドブック (既出 7-15)
- 10-9 名城大学広報 No.529 (2012 (平成 24) 年 6 月 1 日)
- 10-10 研究経費申請執行マニュアル 2014 (既出 7-7)
- 10-11 名城大学広報 No.522 (2011 (平成 23) 年 11 月 1 日)
- 10-12 公益通報等に関する規程
- 10-13 監事監査規程
- 10-14 名城大学セルフアセスメント支援システム (イメージ)
- 10-15 名城大学学則 (既出 1-2)
- 10-16 名城大学大学院学則 (既出 1-3)
- 10-17 2014 (平成 26) 年度外部評価委員名簿
- 10-18 大学院人間学研究科外部評価報告書 (2014 (平成 26) 年 3 月発行) (既出 1-80)
- 10-19 外部評価報告書 (総合学術研究科) (平成 17 年 3 月)
- 10-20 外部評価報告書 (大学・学校づくり研究科) (2009 年)
- 10-21 教育情報の公表状況を示す資料
- 10-22 財務の情報公開状況を示す資料  
URL : <http://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/finance.html>